

ロンドン事務所

【2006年予算編成方針発表】英国

ゴードン・ブラウン財務相は2006年12月6日、予算編成方針（Pre-Budget Report）を発表した。1997年のブレア政権誕生以来、財務相を務めているブラウン氏にとっては、通算で10回目の予算編成方針であり、ブレア首相が2007年9月までに辞任した後¹、首相の座を継ぐと予想されていることから、財務相として予算編成方針を作成するのは恐らくこれが最後になるとみられている。

予算編成方針は、3月の新年度予算発表に先立ち、国内経済予測と政府施策の方向性を示す、いわば予算の中間報告であり、ブレア政権発足以降、毎年12月に発表されている。ブレア政権以前は、「秋季報告書（Autumn Statement）」と呼ばれ、殆どの場合、今より早い時期に発表されていた。予算編成方針、新年度予算は共に、財務相によって下院で発表される。

背景

今回の予算編成方針は、来夏に公表される「2007年包括的歳出見直し（Comprehensive Spending Review 2007、CSR07）」²の策定のために行われた、政府の政策に関する幾つかの見直し作業の結果と時期を合わせて発表された。

「2007年包括的歳出見直し」は、現政権の任期終了までの間（次期総選挙は2009年か2010年に予想されている）、政府の政策と予算編成に大きな変化をもたらすものであり、また、次政権以降に行われる政府とインフラの再建をも見据えたものでもある。次期総選挙後の政権は、どの党が政権を握るかに係わらず、「2007年包括的歳出見直し」の方針に沿うことが求められ、これは現在の野党第一党である保守党も了承している。それゆえ、「2007年包括的歳出見直し」は、今後の英国にとって非常に重要な意味を持っていると言える。

「2007年包括的歳出見直し」の策定準備の一環として、政府は2006年11月、今後10年間に英国が向かうであろう傾向と、直面すると思われる課題を分析した報告書「今後の英国を待ち受ける機会と課題：2007年包括的歳出見直しに向けた分析（Long-term opportunities and challenges for the UK: analysis for the 2007 Comprehensive Spending Review）」を発表した。内容は下記の通りである。

- ・ 人口構造の変化、社会経済的な変化が予測される。高齢化社会の進展により、高齢

¹ ブレア首相は2006年9月、「1年以内に辞任する」旨を明らかにしている。

² ブレア政権が導入した、毎年度の予算とは別に作成される予算3ヵ年計画。政権公約（マニフェスト）に掲げられた目標の達成という観点から各省庁の予算を立てる。

者の社会への依存度が急速に高まるほか、公共サービスに対する国民の期待度が増す。

- ・ 経済活動の重心が中国やインドのような新興市場へシフトするのに伴い、新たな経済成長の機会が生まれ、国際的な経済競争が激化する。
- ・ 技術革新が加速し、生活様式の変革をもたらし続けると共に、新たな公共サービス提供方法への道を開く。
- ・ 国際テロの脅威や多国間紛争の恐れ、また世界各国での貧困という問題も変わらず残り続けることから、世界的に不安定な情勢が続く。
- ・ 天然資源の破壊や地球温暖化による問題が深刻化し、社会の繁栄維持と環境保護のため、政府、産業界、個人による取り組みが必要とされるようになる

前述の政府の政策に関する見直し作業のほか、ブレア首相は2006年9月、複数の政策見直し作業部会（Policy Review Working Groups）の設置を発表した。議長は首相自身が務め、その目的は、「政府の現在の政策枠組みに加え、長期的かつ戦略的な視点から、英国が取り組むべき優先事項を検討する」ためであるとされている。しかしブレア首相の実際の狙いは、自身の政策を引き継がせることによって後継者に足かせをはめ、自らの「遺産」を確実に残すことであると言われている。作業部会は、全部で6つが設置され、それぞれのテーマは、「経済のダイナミズム」、「環境とエネルギー」、「公共サービス」、「治安、犯罪、司法」、「国家の役割」、「英国と世界」である。作業部会のメンバーは、閣僚と政府のアドバイザーで、見直し作業の結果は、2007年初頭から、各省で演説、文書、プレゼンテーションなどに反映される。

予算編成方針

予算編成方針は、その冒頭で、「政府の経済政策の目的は、全ての人が機会と安定を手に入れることができる、力強い経済と公平な社会を構築することである」と述べている。また、長期的な目標は、「マクロ経済の安定を維持し、財政規律³を常に守り、インフレ率を抑える」ことであると記している。

今回の予算編成方針には、環境保護関連の施策が多く含まれており、空港利用税は乗客1人あたり5ポンド（約1100円）から10ポンド（約2200円）へと倍増される。また、二酸化炭素（CO₂）を排出しない新築住宅は印紙税を免除し（但し限定期間のみ）、ガソリン税はインフレ率と同率で引き上げる。そのほかには、「児童手当（Child Benefit）」の支給対象者を拡大し、妊娠中の女性にも受給資格を与えるほか、国民年金を3.6%引き上げる。雇用者が最低賃金制度を遵守しているかどうかを監視するための予算を50%増やすことも盛り込まれた。

経済成長率については、2006年度が2.75%、2007年度が3%と予測した。インフレ

³ ブラウン財務相が導入した、「一つの景気サイクルを通じて、政府借入れは投資目的に限定する」という財政規律。「ゴールデン・ルール（Golden Rule）」と呼ばれる。

率は、2007年半ばまでに目標値である2%を達成すると予測し、また10年前は1人当たりの国民所得が先進7カ国（G7）中、最下位だったのが、現在は米国に次いで2位であることに言及した。

さらに、「2007年包括的歳出見直し」がカバーする2007～2009年度の3年間における、中央政府、地方自治体全体での、業務効率化による歳出削減率目標を最低3%と定めた。また、「2007年包括的歳出見直し」の策定に利用するための、財務省主導による経済発展に関する地方レベルの見直し作業がいかに重要であるかについて、改めて言及した。この見直し作業には、地方（regions）及び近隣地域（localities）への地方分権化の方法、及び特に都市圏域⁴でいかにして地方と近隣地域の間の協調を図るかに関する評価作業が含まれる。

見直し作業

「2007年包括的歳出見直し」の策定のために行われた政府の政策に関する見直し作業のうち、その結果が最も早く明らかにされたのは、ロッド・エディントン氏⁵による交通政策に関するもので、12月1日、報告書「英国の生産性と競争力維持における交通の役割 - 取り組みへの要請 (Transport's role in sustaining UK's Productivity and Competitiveness: The Case for Action)」として発表された。

報告書は、現在の交通インフラのキャパシティ、交通分野で英国が今後、何を必要とするか、そしてその必要を満たすために求められる事項を分析した。悪化する交通渋滞の問題については、対策を講じなかった場合の経済的影響は、交通渋滞改善に必要とされる費用を上回るだろうと指摘。特に、「都市部での交通キャパシティの不足は、地球温暖化を悪化させ、経済成長を阻害する可能性がある」と記すとともに、交通量が増加している現状を鑑み、「渋滞解消とインフラ整備費用獲得のため、英全土での道路課金制度を検討することが必要である」と指摘した。さらに、交通政策への投資は経済成長の形で還元されるとして、政府による交通関連予算の増加を訴えたほか、交通インフラ改善をより容易にするため、事務手続きの簡素化による都市計画制度の改革を訴えた。

交通問題関連の12月の動きとしてはほかに、バス事業について、運行時間と民間企業との契約に関する権限を地方自治体に戻すという案に対する意見集約作業の開始が発表されたほか、運輸省が航空政策に関する白書を発表した。

これに続いて12月5日には、イングランドの土地利用制度に関する見直し作業の結果報告書「土地利用計画に関するバーカー報告書 (Barker Review of the Land Use Planning)」が発表された。経済学者でイングランド銀行金融政策委員会のメンバーで

⁴ 大都市が、その周辺都市を含めて一つの地域を形成しているとみなす考え方。周辺都市は雇用の場を大都市に頼っており、大都市は労働力を周辺都市に頼っている

⁵ 英国航空(ブリティッシュ・エアウェイズ)の元会長。

もあるケイト・バーカー氏が担当したもので、前述の交通政策に関する報告書に含まれた都市計画についての提言の内容を考えると、この時期の発表は非常にタイムリーだったと言える。

バーカー氏による見直し作業の委託事項は、下記の通りとされていた。

「グローバル化という枠組みを踏まえ、またイングランドで既に行われている改革を生かしながら、都市計画政策と都市計画のプロセスの改革が、その他の持続可能な開発目標の達成と共に、いかにしてより大きな経済成長と繁栄をもたらすことができるかを検討する。特に、以下の点について検討を行う。

- ・ 都市計画制度の効率性、および建築許可申請処理速度の更なる向上方法
- ・ 企業が必要とする、都市計画の柔軟性、透明性、予想可能性の向上方法
- ・ 都市計画と生産性の関係。および、都市計画制度の成果が、いかにしてより良くその持続可能な経済目標を達成できるか
- ・ 持続可能なコミュニティの提供における、経済的開発目標とその他の持続可能な開発目標との関係

報告書で示された主な提案は下記の通り。

- ・ より明確で透明性の高い都市計画政策の枠組みを策定するため、英全土に適用される都市計画ガイダンスを大幅に簡素化する。
- ・ 地方自治体による都市計画策定期間を、現在の36～42ヶ月から18～24ヶ月に短縮する。これによって地方自治体は、3年間で1億ポンド（約220億円）以上の費用を削減できる。
- ・ 建築許可申請に必要な書類を大幅に減らすなど、規制に対するアプローチを、よりリスク重視で、バランスの取れたものにする。これによって民間部門が削減できるコストは、都市計画費用（planning fee）⁶が年間2億ポンド（約440億円）、コンサルタント費用が年間3億ポンド（約660億円）に上るとみられる。
- ・ 都市計画当局と土地開発業者の間で、個々のケースに合わせた「建築計画合意（Planning Delivery Agreements）」を結ぶシステムを新たに整え、建築スケジュールの確実性を高める。
- ・ 建築許可が下りなかった場合の不服申し立て処理の迅速化。2008年度より、全ての不服申し立ては6ヶ月以内に処理されるものとする。また、不服申し立て処理の仲裁機関「都市計画仲裁サービス（Planning Mediation Service）」を新設する。
- ・ 国務大臣が建築許可決定に介入することによる建築許可申請処理の遅れを大幅に

⁶ 建築許可申請の提出時、民間企業が地方自治体に支払う費用。

減らす。2007年より、国務大臣の介入を50%減らす。

- ・ ロッド・エディントン氏による交通政策に関する見直し作業の結果に沿って、交通、廃棄物処理、エネルギー関連を含む主要なインフラ設備の建設システムを抜本的に見直し、建設工事のスピードと確実性を高める。政府は、十分な意見集約作業の後、この件に関する戦略的目標を発表する。個々の建築許可申請に関する決定は、専門家らで構成される新設の独立機関「都市計画委員会 (Planning Commission)」が下す。

さらに、サンディ・リーチ卿⁷が手掛けていた、職業技術政策に関する見直し作業の結果も、報告書「グローバル経済における全ての人の繁栄 - 世界に通用する職業技術 (Prosperity for all in the global economy - world class skills)」として発表された。報告書は、「インドや中国などの新興市場が目覚しく成長し、急速に変わり行く世界経済において、英国に立ち止まっている余裕はない。過去10年間、順調に進歩を遂げているものの、職業技術という側面では、他の経済先進国より劣ったままというのが英国の現状である」と指摘した。識字率、数学、職業技術のレベルで英国を他の先進国と比較したうえで、報告書は、政府予算の追加投入によって下記の項目を達成すべきと訴えている。

- ・ 全てのレベルにおいて職業技術の能力を向上させる。
- ・ 職業技術向上のための公共支出を、「トレイン・トゥー・ゲイン (Train to Gain)」⁸、「学習者アカウント (Learner Accounts)」⁹などのプログラムに充てる。
- ・ 「雇用・職業技術委員会 (Commission for Employment & Skills)」を新設し、職業技術に関して、より多くの雇用者の意見が反映されるようにする。職業技術向上に向けた雇用者からの関与、投資を拡大する。分野別職業技術委員会 (Sector Skills Councils) を改革し、職業技術訓練の簡素化及び承認という責務を負わせる。
- ・ 雇用者が、「より多くの従業員に対し、職場での職業技術訓練を施す」との任意の「誓約」を行うシステムを開始する。2010年までに十分な進展がみられなかった場合、職場での職業技術訓練を被雇用者の法的権利として確立する。
- ・ 「アプレントイスシップス (Apprenticeships)」¹⁰や大学院レベルも含めた学位など、特に高水準の資格取得に向けた雇用者からの投資を増やす。職場での職業技術訓練の機会を大幅に増やす。
- ・ 職業技術の重要性に対する認識を高め、より多くの人々が職業技術の取得を望むよ

⁷ 医療保険会社「ブーパ (BUPA)」会長兼「英国雇用委員会 (National Employment Panel)」委員長

⁸ 教育・職業技術委員会 (Learning and Skills Council) による職業技術訓練支援プログラム。

⁹ 教育・技術省による職業技術訓練費補助プログラム。スコットランドではスコットランド自治政府が、ウェールズではウェールズ議会政府が行っている。

¹⁰ 教育・職業技術委員会が出資する、若年層向け職業技術訓練支援プログラム。就労しながら職業訓練を受けることができるもので、プログラム終了によって一定の技術を取得したとみなされる。

うにする。失業者に対する職業技術査定なども行う、総合的な成人向け就職支援サービスを創設する。

- ・ 政府は、新たなコース修了資格 (diplomas) を創設し、前述の「アプレンティスシップス」制度を拡大する。さらに、18歳までの若年層に対する、教育機関または職場での職業技術訓練実施を義務化する。
- ・ 持続可能な雇用を達成するため、雇用、職業技術関連の公共サービスを統合する。これによって、社会的弱者に職業技術取得と就労の機会をより多く与え、雇用者主導の「雇用・職業技術委員会 (Employment and Skills Boards)」を強化する。

ブラウン財務相は、下院での予算編成方針発表に続き、ライオンズ卿が行っている地方自治に関する調査の作業期間延期を、ケリー・コミュニティー・地方自治相と共に明らかにした。延期の理由は、ライオンズ卿の報告書の内容を「2007年包括的歳出見直し」に生かすためであり、「地方自治の役割、機能、財政に関するライオンズ卿の調査の最終報告書において、交通政策、土地利用制度、職業技術に関する3つの見直し作業が地方自治に対して持つ意味合いを検討し、政府に適切な提言をするため」と発表された。

(参照)

http://www.hm-treasury.gov.uk/spending_review/spend_csr07/spend_csr07_longterm.cfm

<http://www.number10.gov.uk/output/Page10602.asp>

http://www.hm-treasury.gov.uk/pre_budget_report/prebud_pbr06/press_notices/prebud_pbr06_press01.cfm

http://news.bbc.co.uk/1/hi/uk_politics/6213328.stm

http://www.hm-treasury.gov.uk/independent_reviews/eddington_transport_study/eddington_index.cfm

http://www.hm-treasury.gov.uk/newsroom_and_speeches/press/2006/press_barke_r_06.cfm

<http://www.lyonsinquiry.org.uk/index.php?leftbar=news&text=PN061206>

【地方自治関連2法案について】英国

英国では11月、国会が開会し、開会式のクイーンズ・スピーチ（女王演説）で、今会期中に審議される政府法案が女王によって読み上げられた。そのうち、地方自治に特に関係が深いのは、「GLA 法案 (Greater London Authority Bill)」と、「地方自治、保健サービスへの住民関与法案 (Local Government and Public Involvement in Health Bill)」の2法案であった。

「GLA 法案」は、2006 年 7 月に発表された、政府によるロンドン市長の権限拡大に関する協議の最終結果を立法化するためのものである。一方、「地方自治、保健サービスへの住民関与法案」は、国民医療保健サービス（NHS）への一般市民の関与拡大と共に、2006 年 10 月に発表された地方自治白書「コミュニティーの強化と繁栄のために（Strong and Prosperous Communities）」に盛り込まれた提案の立法化を目指している。政府は、両法案とも、国会のクリスマス休暇前に下院へ提出すると言明し、これを果たした。

GLA（ロンドン市）法案

- * ロンドンの 32 の区とシティー全体を管轄する広域自治体は、グレーター・ロンドン・カウンシル（Greater London Council、GLC）」が 1986 年、サッチャー政権によって廃止された後、2000 年 7 月にブレア政権がグレーター・ロンドン・オーソリティー（Greater London Authority、GLA）」を設置したことによって復活した。GLA の首長はロンドン市長であり、その議会はロンドン議会である。

「GLA 法案」は、前述のように、コミュニティー・地方自治省が 7 月に発表したロンドン市長の権限拡大案を受けて策定され、特に住宅、職業訓練、都市計画、廃棄物処理政策に関する権限の強化を狙いとしている。

設立から 6 年以上が経過した現時点で GLA を改革しようとする動きは、ロンドン議会とロンドン自治体連合¹¹のメンバーで構成された「ロンドン自治委員会」の提案に始まり、同委員会は、GLA を、その下に属する区（borough）と、その上に位置する中央政府との関係という観点から検討した。与党労働党は、2005 年の総選挙でロンドン市長の権限拡大をマニフェスト（政権公約）に盛り込み、同党が再選すると、同年 11 月、協議文書「グレーター・ロンドン・オーソリティー - ロンドン市長とロンドン議会の権限と責任強化への提言（The Greater London Authority: Proposals for additional powers and responsibilities for the Mayor and Assembly - Consultation Paper）」の発表によって、この件に関する意見集約作業を開始した。

7 月に発表された政府案は、この意見集約作業の結果も含めたものであるが、ロンドン自治体連合は、同政府案をめぐって内部で意見が分かれた。その大きな理由は、野党第一党の保守党が、2006 年 5 月の地方選挙で多くの自治体の政権を獲得し、同連合の中枢メンバーのうちでの最大政党となったことである。

「GLA 市法案」には、ロンドン市長と共に、ロンドン議会の権限についても多くの具体的な改革案が盛り込まれている。

¹¹ ロンドン各区を代表する超党派組織。2006 年 9 月、Association of London Government から London Council に改称

同法案の内容は下記の通りである（一部）。

- ・ 市長とロンドン議会議員が辞職する際は、退職金を支払う。
- ・ 市長が市当局の要職に任命した者を承認するための審査聴取会（confirmation hearing）の実施をロンドン議会に許可する。「市当局の要職」には、ロンドン警察局長の議長、副議長、ロンドン交通局の理事会議長、副議長などが含まれる。ただし、市長は審査聴取会の決定に従う義務はない。
- ・ GLA の予算の中で、ロンドン議会向け予算を市長への予算から切り離し、ロンドン議会に独自の予算を与える。
- ・ 保健関連問題などについて GLA、ロンドン市長、ロンドン議会議員、GLA の実務機関に助言する「保健アドバイザー」のポストを新設する。またロンドン市長は、ロンドン市民の「健康格差」¹²解消に向けた戦略策定という新たな義務を負う。
- ・ ロンドンの廃棄物当局は、その機能の行使において、市長の廃棄物処理政策に沿うことが求められる。
- ・ GLA は、気候変動対策戦略の策定・発表を含めた、気候変動への取り組みを行うという新たな義務を負う。
- ・ ロンドン博物館の理事会メンバーの半数について、その任命権を首相から GLA に移す。

住宅政策に関しては、ロンドンの住宅政策に関する戦略の策定という新たな役割を市長に与えており、市長は公営住宅について多大な権限を行使できるようになる。「住宅公団（Housing Corporation）」とロンドンの各区は、その機能の行使、また政策の実行において、市長の住宅政策に沿うことが求められる。

市長にはまた、ロンドンの都市計画に関する多大な権限が付与されているが、これは同法案で最も議論を呼んでいるものである。特に、各区の都市計画にも、戦略的な観点からロンドン全体の利益になると判断されれば介入可能とされている点については、強い反対の声が上がっている。

同法案は、下院で 11 月 28 日に第一読会、12 月 12 日に第二読会が行われた。第二読会の採決では可決されたが、保守党は、市長の都市計画に関する権限が、区の利益を侵害する程度にまで拡大されることに反発し、反対票を投じた。

「地方自治、保健サービスへの住民関与法案」

¹² 職業、所得、社会的地位、居住地域、性別、人種などの違いから生じる健康水準の格差。平均寿命、乳児死亡率などから判断される。

地方自治白書で示された提案の立法化を図るこの法案は、「地方自治におけるリーダーシップの強化・促進」という、政府のかねてからの方針に前進の機会を与えるものである。同白書に先立ち政府は、2004年7月に協議文書「地方自治の未来 - 10年後のビジョン (The future of local government - developing a 10 year vision)」を公表したのに始まり、この方針を推し進めるための意見集約作業を行っていた。

同法案で特に重要なのは、構造改革に関する条項であり、二層制地域の自治体からユニタリー¹³化申請を募る権利や、適切と判断されるどのような構造改革をも自治体に課することができる権利を国務大臣に与えている。その他には、下記のような条項が含まれている。

- ・ 全ての地方自治体は、「直接公選首長制」、「直接公選内閣制」、または「リーダーを地方議会議員による投票で選出する制度」のいずれかを選ばなければならない。首長、内閣、リーダーの任期は全て4年。
- ・ 地方議会議員の行動規範については、規制を緩和し、地域の裁量に委ねる範囲を広げる。
- ・ 新たな条例の承認権とパリッシュ¹⁴の創設権を中央政府から地方自治体へと委譲する。
- ・ 「ベスト・バリュー制度」の改革
- ・ 選挙委員会による選挙システムの見直しや中央政府の許可なしに、地方議会選挙の選挙サイクルを「4年毎に全議員を一斉に改選する」方式に変更できる権利を地方自治体に与える。
- ・ 地域協定 (Local Area Agreements, LAAs) に法的枠組みを与える。
- ・ ウェールズの地方自治に係わる全ての立法権限をウェールズ議会に付与する。これにより、ウェールズ議会は、地方自治についてはスコットランド議会とほぼ同等の権利を有することになる。

なお、この法案の保健サービスに関する条項は、保健省が2006年7月に発表した協議文書「住民の権限強化に向けて (Stronger Local Voice)」による意見集約作業の結果を受けたものである。法案には、国民医療保健サービス (NHS) が実施している「患者フォーラム (Patients' Forums)」を廃止し、新たに「地域関与ネットワーク (Local Involvement Networks, LINKs)」を創設、地方自治体が運営を担当することなどが盛

¹³ 県、市の機能を持った一層性の自治体

¹⁴ 教会の布教のために設けられた教区に起源を持つ、地域共同体的な性格を持つ法律上の準自治体 (Sub-principal)。イングランドの主に地方ではパリッシュ、都市部ではタウン・カウンスルと呼ばれる。

り込まれた。

同法案は、12月12日に下院で第一読会が行われた。地方自治体協議会（LGA）は、法案が、「地方自治白書には含まれていなかった、地方自治体にユニタリー化を強いる権限を中央政府に与えている」として、強い懸念を表明している。

（参照）

<http://www.publications.parliament.uk/pa/cm200607/cmbills/011/en/07011x--.htm>

<http://www.parliament.uk/commons/lib/research/rp2006/rp06-060.pdf>

http://www.publications.parliament.uk/pa/pabills/200607/local_government_and_public_involvement_in_health.htm

http://www.publications.parliament.uk/pa/cm200607/cmbills/016/en/index_016.htm

<http://www.lga.gov.uk/Briefing.asp?lSection=0&id=SXEF81-A783EC78>

【連邦制度の初めての試練】ドイツ

2006年9月9日に、夏の基本法（日本の憲法に相当）改正で定められた連邦制度改革がスタートした（2006年5月に報告済み）。その改革の結果として、予想外の影響が現れた。12月上旬にケーラー連邦大統領は、連邦議会を通過した消費者保護を目的とする法律への署名を拒否した。連邦から地方自治体へは直接事務委譲できないという連邦制度改革により新しく導入された原則に違反するという理由からである。この原則は、新しい事務は州のみから委譲が可能で、必要な財源も合わせて準備されることが条件となっており、地方自治体の自治を強化することが狙いである。地方自治体の代表団体は、以前から連邦大統領にこの法律はその原則に違反していることを主張しており、その結果、大統領はその見解を受け入れ、署名を見送ることにした。そのため、ドイツ都市会議等は連邦大統領の行為について賛成を表明しているが、批判的な意見もある。

連邦大統領が連邦議会と連邦参議院を通過した法律の署名を拒否することは今まで非常に珍しいことであったため、政治家やコメンテーターにとっては驚きであった。署名は儀式的なものであるという見方が主流であったが、現在のケーラー連邦大統領は法律の署名を儀式的な業務ではなく、権限としてとらえていると思われる。すでに10月に別の法律について、「条件付」署名を行い、連邦憲法裁判所に法律の基本法上の合法性についての判断を求めている。この法律は、航空管制の部分的な民営化に関するものであった。

今回大統領が署名を拒否したこの消費者保護を目的とする法律は、近年相次いで起

こった食料関連のスキャンダルを防ぐことが主な目的で、地方自治体に情報公開と市民への情報提供を義務付けることとなっている。連邦制度改革が実施される以前からその準備が進められていたもので、法律の基本法上の合法性については見方が大きく分かれている。地方自治、そして連邦大統領はこの法律により、連邦政府が地方自治体に新しい業務を課すこととなり、それは改革後の基本法に違反しているというのが一つの見方である。他方では、この法律の目的は行政の透明度を高め、情報公開を原則として定めることであり、地方自治体への新しい業務を課すことではないと見る人もおり、それには法案作成に参加した政治家や専門家が多く含まれている。

現在のところ、法律の行方は不透明である。消費者保護の重要性を考慮して、その内容を新しい法案にまとめ、再び議会に提出するという議論もあるが、それにはかなりの時間がかかると考えられている。

(参照)

Deutscher Städtetag im Internet, 9.12.2006 „ Deutscher Städtetag sieht sich durch Entscheidung des Bundespräsidenten bestätigt “

<http://www.staedtetag.de/10/presseecke/pressediens/artikel/2006/12/09/00426/index.html>

Die Zeit im Internet, 8.12.2006 „ Köhler verweigert “

<http://www.zeit.de/online/2006/50/Koehler?page=all>

Die Zeit im Internet, 12.12.2006, „ Ärger über Köhler “

<http://www.zeit.de/online/2006/50/Koehler-Roettgen?page=all>

【ノルトライン・ヴェストファーレン州（NRW州）は地方自治法の改正を目指す】 ドイツ

ノルトライン・ヴェストファーレン州においては、2005年5月の選挙後、39年間政権政党であった社会民主党（SPD）が野党となり、新たにキリスト教社会民主同盟が自由民主党（FDP）との連立政権を成立させた。政権交替により、あらゆる分野で大規模な改革が予想され、地方自治体も例外ではないとの見方がほとんどであった。新連立政権の政策や改革案を発表する連立協定には、地方自治体に関する部分も含まれていた。

地方自治体の分野は、連立政権に二人存在するFDPの大臣のうち、一人が所管することとなった。担当大臣は、自由主義色を早くも表わしており、その地方自治体に対する合言葉は、「公より民Privat vor Staat」であり、民間企業が要求に応えられない場合のみ、地方自治体は経済的活動をすべきであるという意味である。

担当大臣が発表した改革案のもう一つの目的は、選挙制度の改革である。直接公選の市長・郡長の任期を現在の5年から8年に延長し、市民の自治への参加を促すために「市

民議決制度Ratsbürgerentscheid」を提案した。しかし、このような大型な改革は地方政治家や地方自治体全体から強い反発を受けた。8年の任期は長すぎるということは一般的な見方であり、また、議会と首長の選挙が別々である場合、頻繁に選挙があるという印象が避けられない地方選挙に市民がうんざりし、投票率がさらに下がるではないかと懸念された。

また、地方自治体のサービスを企業委託や民営化することに対しても反対が強かった。現在ドイツの地方自治体が日本と同様、多くのサービスを直接提供し、ある程度のPPP等があっても、企業委託や民営化はあまり進んでいない。もし利益が期待できるサービスを自治体が手放すことになれば、自治体には公共交通事業等、不採算のサービスしか残らず、すでに厳しい財政状況がさらに悪化しかねない。また現在、不採算分野は、ライフライン・サービス等で利益を上げている部門から補てんを受けている。長い歴史を持つこの仕組みが改革で不可能となり、結果的に不採算部門の行政サービスを運営するための制度全体を廃止することになるというかなり大胆な試みであった。

大臣は半年以上この改革の実施に向けて自治体との調整を続けたが、2006年5月にはその計画が放棄された。改革への志を放棄したわけではないが、検討中の新しい改革計画は行政改革を目的とし、それには地方自治体だけでなく、州行政も含まれている。行政改革についてはNRW都市会議が11月末に慎重ではあるが歓迎の意向を表明した。行政機能の効率化を目指す行政改革は基本的には良い試みであるが、「市町村の自治を強化することにつながるのか、または行政の効率向上につながるのか」が判断の根拠であるべきとNRW都市会議が強調した。この基準に従えば、「行政改革において、新しい業務が移譲される場合には、資金も同時に提供され、機能や業務の移譲を受ける機関は、それ以前の組織より効率的、高品質で実施できなければ意味がない」ことになるとも付け加えた。州レベルでは環境分野での組織統合が考えられており、いくつかの機能は郡に委譲されることが予定されているものの、市町村にとっても、州組織が簡素化される方がやりやすいという理由で歓迎されている。

12月に入ってから、首長の任期を5年から6年に延長するという案が再び州政府から出されている。また、地方自治体の経済的活動については、すでに存在する公営企業は改革の対象としないものとされ、以前の改革案と比べて、かなり妥協的な内容となっている。この地方自治体改革案が2007年に実現されるかどうかは興味深いところである。

(参照)

Landesregierung NRW im Internet Pressemitteilungen 7.9.06, „ Rede von Innenminister Dr. Ingo Wolf im Ausschuss für Kommunal- und Verwaltungsstrukturreformpolitik der 14. Legislaturperiode “
http://www.presseservice.nrw.de/reden2005/3_2005/rede_von_innenminister_dr

_ingo_wolf_im_ausschuss_fuer_kommunalpolitik.php

Städtetag NRW im Internet, Pressemitteilung 8.11.2006 „ Reform der Verwaltungsstrukturen muß kommunale Selbstverwaltung stärken und Effizienzgewinne bringen “

<http://www.staedtetag-nrw.de/stnrw/inter/presse/mitteilungen/001215/index.html>

Pressemitteilung Dez. 06, „ Städtetag sieht in Verlängerung der Amtszeiten von Bürgermeistervertretbare Lösung “

<http://www.staedtetag-nrw.de/stnrw/inter/presse/mitteilungen/001305/index.html>

Die Taz im Internet, 13.5.2006; „ Gemeindereform: Blamage für den Innenminister “

<http://www.taz.de/pt/2006/05/13/a0326.1/text.ges,1>

WDR im Internet, 9.1.2006, „ Zwischen Präsident und Pabst: Reform könnte Bürgermeistern mehr Macht bringen “

<http://www.wdr.de/themen/politik/nrw02/koalitionsausschuss/060109.jhtml>